

生ごみを減量化・堆肥化しましょう！

◆生ごみを有効利用し、ごみを減らしましょう！◆

家庭から出る燃えるごみの約4割は生ごみといわれています。茂原市では、生ごみの減量化、資源の有効利用を進めるため、生ごみ処理機・堆肥化容器の購入費の一部を助成しています。

□ 補助金の交付要件（全てを満たす方）

- 1 茂原市内に住所を有し、現に居住していること。
- 2 市税を滞納していないこと。
- 3 販売店等より新品を購入していること。

□ 補助の対象となる製品

- 1 生ごみ処理機（電動式・手動式生ごみ処理機器）
機械的な動作により、生ごみの容量を減少、又は肥料化する機器。
- 2 生ごみ堆肥化容器
 - (1) コンポスト容器
地中の菌の働きで生ごみや落葉等を分解する容器。
設置型やバック型などがあります。
 - (2) EM容器
EM菌のはたらきで、生ごみを発酵させる容器。
※茂原市環境保全課、本納支所での助成販売は令和4年度末で終了しました。

□ 補助金額と補助基数 予算額に達した場合は受付を終了します。

1 生ごみ処理機（電動式・手動式生ごみ処理機器）

- (1) 補助金額 本体購入価格（税込み）の2分の1
（100円未満は切り捨て）

※補助金額の上限は18,000円です。

※ポイントによる支払いをした場合、ポイント分は対象外。

※送料やメーカー保証費用は対象外。

- (2) 補助基数 1世帯1基（1世帯あたり5年に1基）



2 生ごみ堆肥化容器

- (1) 補助金額 1基ごとに本体購入価格（税込み）の2分の1
（100円未満は切り捨て）

※補助金額の上限は2,500円です。

※ポイントによる支払いをした場合、ポイント分は対象外。

※送料やメーカー保証費用は対象外。

※EMぼかし等の発酵資材は補助対象外。

- (2) 補助基数 1世帯2基以内（1世帯あたり5年に2基）



□ **必要書類**

1 茂原市生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書兼請求書（要押印）

（市環境保全課窓口または市ウェブページからダウンロード）

2 領収書の写し

＜領収書についての注意＞

①購入日から起算して3か月以内のものが対象です。

②領収書は申請者の氏名及び商品名が明記されたもの。インターネットで購入した場合、購入ネット上で領収書を発行し、印刷したもの。商品明細書や納品書では申請できません。

（機能等を確認のため、カタログ・取扱い説明書等の内容のわかるものをご用意いただく場合があります。）

③本体購入価格がわかるものにしてください。領収書に価格の内訳の記載がない場合は、本体価格、送料、メーカー保証費用などがわかる内訳明細書を添付してください。

3 容器等を設置したことがわかる写真（複数設置した場合はすべての写真が必要）

4 身分証明書

免許書、マイナンバーカードなど、申請者の住所が確認できるもの。

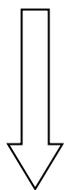
5 振込先のわかるもの

申請者本人名義の口座

6 認印

□ **申請手続きの流れ** ※予算額に達した場合は受付を終了します。

1 申請



購入後3か月以内に「茂原市生ごみ処理機等購入費補助金申請書兼請求書（要押印）」に必要事項を記入し、必要書類とともに、環境保全課（市役所6F）へ提出してください。

（例）3月1日購入→5月31日までに申請

2 決定



茂原市生ごみ処理機等購入費補助金交付通知書を送付します。

3 交付

茂原市生ごみ処理機等購入費補助金申請書兼請求書にご記入いただいた口座へ振込します。（申請後、概ね1ヶ月程度）

お問い合わせは、市役所環境保全課へお願いします。

TEL20-1504・FAX20-1604

e-mail:hozen@city.mobara.chiba.jp